

## 町民の皆さまへ

町民の皆さん一人ひとりの感染予防対策により、町内の感染状況は落ち着いております。今後も皆さまのご理解とご協力により、感染の拡大を防ぐことが重要です。

1都3県における緊急事態宣言が解除されましたが、今も多くの感染者が確認されていることから、引き続き、感染拡大地域との不要不急の往来を自粛してください。また、新年度を迎えて各種行事の開催により、人の移動が活発になることから、特に大人数での飲食を伴う会合は控えてください。

県内では、クラスター由来の感染者のほか、新規感染者も連日確認されています。町民の皆さまには、ここで確実に感染の再拡大を防止するため、改めて強い危機意識を持って、行動していただくようお願いいたします。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長  
会津坂下町長

齋藤 文英

## 新型コロナウイルスワクチンの接種について

ワクチンの供給量状況により予定が変更となる場合がありますので、新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせや広報紙、ホームページなどのご確認をお願いします。

**ワクチン接種順位と開始時期** ※前回のお知らせから開始時期が変更となっています。

	接種対象	開始時期
1	医療従事者など	2月下旬～
2	高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する方）	4月下旬～
3	基礎疾患を有する方	5月以降順次
4	高齢者施設等の従事者	
5	1～4以外の方	

### ワクチン接種完了までの流れ

ワクチン接種券が自宅に届く⇒コールセンターに電話予約⇒予約した医療機関でワクチン接種

**ワクチン接種券送付について** ワクチン接種券は個人宛てに郵送します。

**接種場所** 町内の医療機関のほか両沼（河沼郡・大沼郡）管内の医療機関

**接種費用** 無料

※ワクチン接種は強制ではありません。安全性や副反応を十分理解された上で、接種の同意がある場合に限り行われます。

### 接種予約について

お手元に接種券が届いたら、コールセンターにお電話ください。



## 両沼地方コロナワクチンコールセンター

0570-020-260 ナビダイヤル


受付 平日（土日・祝日除く）午前9時～午後5時

接種に関する不明点は**接種前**にセンターまでお問い合わせください。

## 感染症に関する相談窓口（感染の疑いがある場合は「受診・相談センター」までご相談ください）

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口（生活課 福祉健康班）	平日 午前8時30分～午後5時15分	☎93-6169
受診・相談センター	24時間（平日・土日祝日を含む）	☎0120-567-747
福島県一般相談（コールセンター）	平日 午前8時30分～午後9時 土日祝日 午前8時30分～午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

## 新型コロナウイルス感染症 町内発生状況

会津坂下 新型コロナ発生状況 



スマートフォンで読み込んでください。

### 出生特別給付金の申請について

**対象者** 令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、会津坂下町の住民基本台帳に記録されたお子さん

**給付額** 10万円 **申請・受給者** 対象者の保護者

**申請方法** 該当される方に申請書を郵送します。通知文に記載された申請期限までに必要書類を添付し、申請してください。

※申請期限までに申請されないと受給できなくなりますのでご注意ください。

**問/申込** 総務課 行政管理班 84-1503

### 『糸桜里の湯ばんげ』では新型コロナウイルス感染症対策のうえ営業しています

感染症対策を徹底したうえで営業していますので、安心してご利用ください。また、昨年10月に全戸に配布しました「温泉利用券」をお持ちの方はご利用ください。

**問** 糸桜里の湯ばんげ ☎83-1151

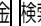
### 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金申請について【国支援金】

令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴い、売り上げが50%以上減少した事業者は本支援金が該当となる場合があります。

**対象者** ①緊急事態宣言の発令地域の飲食店と取引があり影響を受けた事業者（例：受注減少など）  
②発令地域での外出・移動自粛により影響を受けた事業者（例：緊急事態宣言区域からの来客減少など）

**交付額** 中小法人等：上限60万円、個人事業者等：上限30万円 **申請期限** 5月31日（月）

**問/申込** 一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

※詳細は、QR読み込みまたは [経産省 一時支援金](#) 

☎0120-211-240（平日・土日祝日含む 午前8時30分～午後7時まで）



### 売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）申請について【県支援金】

福島県緊急対策の営業時間短縮要請の対象事業者でない方で、福島県新型コロナウイルス緊急対策の影響により売上が減少した場合、本支援金が該当となる場合があります。交付要件などはホームページにてご確認ください。

**交付額** 20万円（1事業者あたり一律） **申請期限** 5月14日（金）

※詳細は、右記QRまたは [福島県 一時支援金](#) で検索してください。また、申請書のダウンロードも可能です。

※要項・申請書は、産業課 商工観光班（東分庁舎）に設置しています。

※なお、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【国支援金】」を申請した場合、本支援金は申請できません。

**問/申込** 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県一時金事務局 宛

福島県一時金コールセンター ☎024-521-8572（平日・土日祝日含む 午前9時30分～午後5時30分）



### 申請期限間近！ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾 時短営業協力金）

**対象店舗** 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けた接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）、酒類を提供する飲食店（カラオケ店を含む）で、期間中、午後8時（酒類の提供は午後7時まで）から翌日午前5時までの営業自粛を行った店舗

**営業自粛対象期間** 2月8日（月）～14日（日） **交付額** 時短営業日数×1日4万円 ※最大 28万円

**受付期限** 3月31日（水） **申請書設置** 産業課 商工観光班（東分庁舎）

※詳細は、右記QRまたは [福島県 第2弾 時短営業](#) で検索してください。また、申請書のダウンロードも可能です。

**問** 福島県 新型コロナウイルス感染症に関する協力金の専用相談窓口（協力金コールセンター）

☎024-521-8575（平日 午前9時30分～午後5時30分）



### 申請期限間近！ サーモグラフィ導入補助金

**対象者** 令和2年4月1日以降に設置型サーモグラフィを新たに購入した常時勤務者20名以上の中小企業・個人事業主で町税を滞納していない方

**対象機器** 設置型サーモグラフィ（カメラ・モニターその他必要機器）※町外支店・支所設置分は対象外

**補助額** 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限10万円 3台まで）

**申請期限** 3月31日（水）

**申請方法** 商工観光班窓口または町ホームページから申請書を取得してお申込みください。

**提出先** 産業課 商工観光班 会津坂下町字市中二番甲3650番地（必要書類をご持参ください。）

**問/申込** 産業課 商工観光班（東分庁舎）☎83-5711/FAX83-5713 E-mail: nigiwai@town.aizubange.fukushima.jp

### 空気清浄機設置事業補助金

**対象者** 令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症対策のため、空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業・個人事業主で、町税を滞納していない方

**対象機器** 空気清浄機（ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの）

**補助額** 購入費用の2分の1（1事業者1台あたり上限2万円 3台まで）